

優秀工事施工業者表彰要領

名古屋市上下水道局

(目的)

第1条 この要領は、請負工事施行要綱第18条第2項及び請負工事（単価契約）施行要綱第16条第2項の規定により、上下水道局（以下「局」という。）が発注した工事を施工した受注者及びその工事の施工管理を担当した技術者のうち、工事成績が優秀な者を表彰するために必要な事項を定めることによって、その技術及び意欲の向上を図り、もって局における工事の品質の向上及び適正な施工に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。
- (2) 施工業者 局が発注した工事の受注者で、建設業法第2条第3項に定める建設業者をいう。
- (3) 技術者 局が発注した工事における、名古屋市上下水道局工事請負契約約款（以下「約款」という。）第9条第1項第1号及び名古屋市上下水道局工事請負契約約款（工事単価契約）（以下「単価契約約款」という。）第6条第1項第1号の現場代理人をいう。
- (4) 工事成績評定点 請負工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第7条及び請負工事（単価契約）成績評定要領（以下「単価契約評定要領」という。）第8条に定める工事成績評定通知書の評定点合計をいう。

(表彰の対象者)

第3条 この要領による表彰の対象者（以下「被表彰者」という。）は、次の各号に掲げる表彰の区分に応じ、当該各号の定める者とする。

- (1) 施工業者表彰 局が発注した工事を優秀な成績で施工した施工業者
- (2) 技術者表彰 局が発注した工事において契約工期のうち、準備期間（工事着手前に行う測量、立会、調査（試掘は除く）、資材の搬入を行う期間とし、機械・電気工事においては、工場製作のみが行われている期間を含むものとする。）を除く工事着手から完成までの期間すべてに技術者として従事し、優秀な成績で施工管理を行った者

(表彰の方法)

第4条 表彰は上下水道局長（以下「局長」という。）が行い、被表彰者に表彰状を授与する。

- 2 表彰は毎年度1回、前年度の工事成績評定点を集計後速やかに行うものとする。

(表彰の対象となる工事)

第5条 表彰の対象となる工事(以下「表彰対象工事」という。)は、局が発注した工事のうち、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 評定要領第3条及び単価契約評定要領第3条に定める評定対象工事
- (2) 表彰の実施年度の前年度(以下「対象年度」という。)に完了した工事
- (3) 工事成績評定点が85点以上である工事

(欠格事項)

第6条 表彰対象工事を施工した施工業者が次表左欄の場合に該当するときは、同表左欄に対応する同表右欄の施工業者又は施工業者の技術者は、被表彰者となることはできない。

1 名古屋市(公営企業を含む。以下同じ。)において指名停止通知を受け、その指名停止期間が対象年度の4月1日から表彰日の前日までの間にある場合	施工業者及び施工業者の技術者
2 名古屋市において、表彰対象工事に関し、指名停止通知を受けた場合	
3 対象年度の4月1日から表彰日の前日までに完了した工事で65点未満の工事成績評定点を受けた場合	
4 対象年度の4月1日から表彰日の前日までの間に、自らの責めに帰すべき事由により契約を解除された場合	
5 対象年度の4月1日から表彰日の前日までの間に、自らの責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができず、14日を超える遅延日数(約款第49条第5項及び単価契約約款第27条第5項に規定する遅延日数をいう。)を生じさせた場合(遅延期間の始期が対象年度の4月1日より前である場合を含む。)	
6 対象年度の前年度の4月1日から対象年度の3月31日までの間に完了した工事が同一の認定業種で2件以上あり、かつ、当該工事の工事成績評定点の平均が65点未満である場合	施工業者
7 対象年度に施工した表彰対象工事と同一種別(「土木(水道)」、「土木(下水道)」、「建築」、「機械設備及び建築機械」及び「電気設備及び建築電気」の5つに分類した場合に該当する種別をいう。)の工事において、75点未満の工事成績評定点を受けた場合	施工業者及び施工業者の技術者(当該75点未満の工事成績評定点を受けた工事の技術者に限る。)
8 その他表彰することが不相当と認められる場合	施工業者及び施工業者の技術者の一方又は双方

(表彰審査会の設置)

第7条 表彰について、その可否を審査し、被表彰者を決定するため、優秀工事

施工業者表彰審査会（以下「表彰審査会」という。）を設置する。

2 表彰審査会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

（被表彰者の決定）

第8条 被表彰者は、表彰対象工事を施工した施工業者及び表彰対象工事の技術者のうち第6条に該当する者を除いた者の中から、表彰の対象としてふさわしいと認める者を、表彰審査会の審査結果に基づき、局長が決定する。

2 表彰対象工事の施工業者が特別共同企業体であった場合、施工業者表彰においては全ての構成員（施工業者）を被表彰者とし、技術者表彰においては代表構成員の技術者を被表彰者とする。

（表彰の取り消し）

第9条 局長は、施工業者表彰又は技術者表彰された工事に関して、表彰後、当該工事を施工した施工業者が名古屋市から指名停止通知を受けた場合、表彰審査会の審議を経て施工業者表彰、技術者表彰又は施工業者表彰及び技術者表彰を取り消すことができる。ただし、取り消しを行える期間は、表彰の実施年度から6か年度とする。

（委任）

第10条 この要領の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

2 上下水道局優秀工事施工業者表彰要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。